

都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託プロポーザル

質問回答書（4月21日（月）公表__1回目）

質問事項について、下記のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	参加資格について 複数社の共同事業体による応募は可能でしょうか。	共同事業体による応募は可能です。 その場合は、 都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託実施要領 5「参加資格要件」 において、『 本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。 』としておりますので、共同事業体を構成するすべての企業が（1）から（9）までの要件をすべて満たす必要があります。
2	様式第7号の「業務実施体制調書」における照査技術者・技術者の人数について、最大または最小人数の制限がありましたらご教示ください。	最大人数の制限はありませんが、最低でも1人ずつの配置をお願いします。
3	別紙3の「評価項目及び評価基準」における「(1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項」のうち、担当技術者については「※最も中心となり業務を実施する技術者の実績で評価する。」となっておりますが、この「最も中心となる技術者」に関しては様式第7号の「担当する業務の内容」欄等にその旨を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式第7号「業務実施体制調書」における、『 <u>担当する業務の内容</u> 』の欄に、業務内容に加え、 <u>最も中心となり業務を実施する技術者と記載</u> をお願いします。
4	別紙1仕様書の「第2章 業務内容」第12条の「(15) 検討委員会の運営支援」について、現時点で学識経験者（2名）の方の想定（居住地等）がありましたらご教示ください。	九州内の想定・大学教授と同等でお願いします。
5	様式第9号 再委託調書の「再委託先または協力先」は、業務開始後に貴市との調整で適した再委託先または協力先を決定することが望ましい場合があると考え	差し支えありません。

	<p>ています。現時点では“未定”あるいは“受託後に確定”という記載でもよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>上記に関連しますが、業務開始後に新たな「再委託先または協力先」を設けることが望ましいとなった場合は、貴市との調整・合意のもと、追加することは可能ですでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
7	<p>実施要領 10. 審査方法（２）ウ日程について、２次審査（５月中旬頃）の候補日がありましたら、ご示しただけませんか。</p>	<p>プレゼンテーション審査において、現在の予定では、５月２７日（火）を想定しておりますが、変更となることもあります。</p>
8	<p>参加表明の時点では、参加表明書と事業者概要のみの提出となりますが、都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託実施要領 ５「参加資格要件」の（８）（９）の資格確認はどのように行いますか。</p>	<p>都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託実施要領における「５参加資格要件（８）（９）」については、技術提案時に技術提案書等を確認し、審査します。その結果、要件を満たしていない場合には、優先交渉者として選定するにふさわしくないものとし、失格とします。</p>

【文書取扱】

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

こども部こども政策課 こどものあそびば整備推進室 清・石川

TEL : 0986-23-2684 FAX : 0986-23-2620

Mail : kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp